

逗子応援 プレミアム付き電子商品券

<取扱加盟店の手引き>

電子商品券利用期間

令和3年11月18日(木)～令和4年2月28日(月)

逗子市商工会

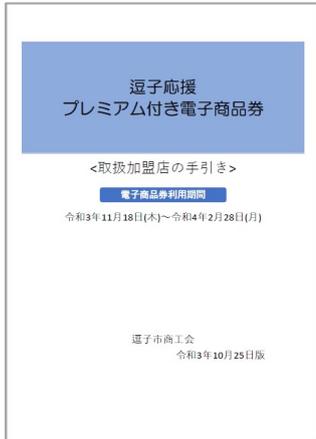
令和3年10月25日版

事業概要

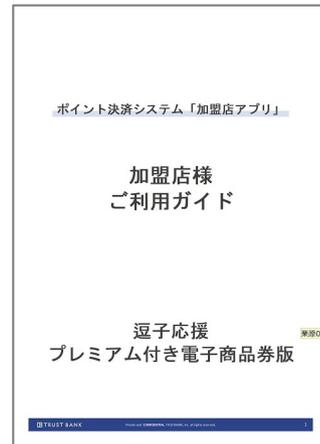
目的	新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内の域内消費の活性化や地域経済の回復等を目的として、市内の取扱加盟店で使用できる、逗子応援プレミアム付き電子商品券（以下「電子商品券」という。）を販売する。従来のプレミアム付き商品券を電子化することにより、新しい生活様式の実現に向けたキャッシュレス決済の推進を図り魅力的で、新型コロナウイルス感染症に対応した安心・安全な地域経済の発展に資することを目的とする。
名称	逗子応援プレミアム付き電子商品券
発行	逗子市
発行額	3億9,990万円
販売価格	1口あたり5,000円
プレミアム率	アプリタイプ30% カードタイプ25%
使用期間	令和3年11月18日(木)～令和4年2月28日(月)
発行内容	中・小規模店のみで使える専用券 大規模店でも使える共通券 (比率は専用券8:共通券5)
利用可能店舗	逗子市内に事業所があり、消費者に直接販売、サービス、建築等を行う事業者 大型店基準 (以下の店舗では共通券のみ取り扱うことができる。) ①大店立地法による大規模小売店に該当する店舗 ②多店舗展開しているチェーンストアの本部直営店
費用	登録手数料や換金手数料は無料。 振込手数料は逗子市商工会が負担します。

取扱加盟店 配布物一覧

① 取扱加盟店の手引き



② 加盟店様ご利用ガイド



③ お店での利用の流れ



<アプリタイプ>ブルー <カードタイプ>ピンク
レジなど店舗スタッフの皆様が確認できる
ところに配置してください。

④ アプリ決済用QRコード



必ず店舗名をご確認
ください。

⑤ ポスター (A3サイズ)

【上段】

<中・小規模店用>
左：アプリ・カード
対応店
右：アプリのみ対
応店



【下段】

<大規模店用>
左：アプリ・カード
対応店
右：アプリのみ対
応店



⑥ POP (A5サイズ)

【上段】

<中・小規模店用>
左：アプリ・カード
対応店
右：アプリのみ対
応店



【下段】

<大規模店用>
左：アプリ・カード
対応店
右：アプリのみ対
応店



※対象の配布物が入っているかご確認ください。
※配布物の中で複数必要なものがありましたら、ご連絡ください。

運営にあたってのお願い事項

1. ポスター・POP掲示のお願い

「返子応援プレミアム付き電子商品券ポスター・POP」は、必ず店頭やレジ前など消費者の見やすい場所へ掲示してください。

2. 店舗独自の利用ルールがある場合の対応

お店独自で電子商品券が使えない商品を決める場合や一回あたりの利用額(上限・下限等)を決める場合は、予め消費者が認識できるようにしてください。また、他割引企画との併用不可やポイント加算対象外などを定める場合も同様です。

3. 電子商品券利用に関するトラブルについて

電子商品券利用に関するトラブル等については、原則として手引き等を参考に各店舗にて、ご対応をお願いいたします。

電子商品券取扱いについて

①お会計(支払額の提示)



②お客様(消費者)が電子商品券利用の意思表示

・利用対象外の商品購入・サービスの提供への利用はお断りください。

(※電子商品券では購入できない商品・サービスがございます。**次ページをご参照**ください。)

・おつりは出せないことをお伝えください。(1円単位でご利用が可能です)

・電子商品券で購入した商品はおお客様の都合での返金・返品はできない旨を事前にお伝えください。

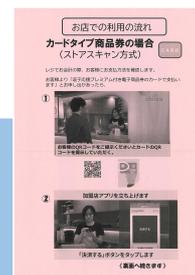
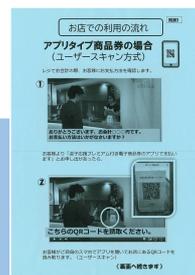


③QRコード決済

アプリタイプのお客様は、お客様のスマートフォン(chiicaアプリ)でお店のQRコードを、カードタイプのお客様は、お店のスマートフォン(加盟店アプリ)でおお客様のカードについているQRコードを読み取って、決済してください。

※不足分は現金等で受領してください。

詳細は別紙「お店での利用の流れ」をご覧ください。



電子商品券では購入できない商品・サービス

- ・税金、逗子市家庭用ごみ袋、振込代金(コンビニ払いのネット決済などを含む)、振込手数料、各種保険料、電気・ガス・水道・電話料金等、医療費及び医療に係る診察料等（動物病院を除く）
- ・貴金属、有価証券、商品券（ネット決済等のギフト券、ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自に発行する商品券など）、切手・葉書、印紙、プリペイドカード等
- ・たばこ、電子たばこ等
- ・業務用の支払い
事業活動に伴って発生する各種の支払い。一例として、仕入、原材料費、器具・機器類、消耗品、商品券の購入など
- ・不動産などの資産性が高いもの
土地・家屋、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等に関わる支払い
- ・性風俗関連
性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある営業及び、食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・以上のほかに逗子市が適切と認めないもの
- ・期間に関する制限
会費、商品・サービスの引換券等代金を前払いするものの内、当券の利用期限を超えるもの

ポイント決済システム「加盟店アプリ」でできること

〈パソコン〉

システム(CMS)でできること

①集計業務

②お店で決済したポイントの履歴を確認する

③お店で決済したポイントを取り消す

〈スマホ・タブレット〉

加盟店アプリでできること

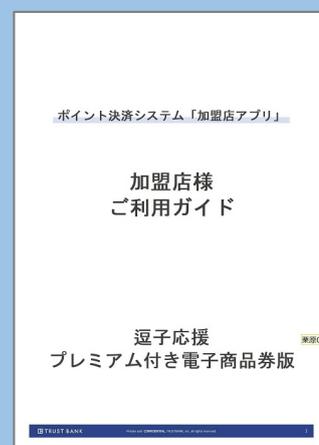
①ポイント決済

②お店で決済したポイントの履歴を確認する

③お店で決済したポイントを取り消す

決済したポイントの取り消しはシステム・アプリともに24時間以内に実施してください。

詳細は別紙「加盟店様ご利用ガイド」をご覧ください。



換金について

換金は自動で行います。取扱加盟店様による換金のための作業はございません。

入金口座

取扱加盟店へのお申し込み時に記入頂いた口座にお振込み致します。

※振込手数料は商工会でご負担いたします。

締め日とお振込み日

振込みは月2回実施

締め日は**毎月15日と末日の2回**。締め日から土日祝日を除いた**3営業日以内**にお振込みします。

明細は管理システムからご確認ください。

※ご指定頂いた金融機関により入金日が異なる場合がございます。また、何らかの理由で取扱加盟店様へのお振込みがエラーになった場合は、各加盟店様へ確認のご連絡をさせていただきます。

お振込みの口座名に関して

- ・振込名は「デ ンショウヒケン」となります。

よくある質問

- 電子商品券の会計処理はどうすればよいか？

→電子商品券は会計上は売掛処理となります。ただし、お店のやり方等もありますので、クレジットカードの利用等と同じ処理をしてください。

- カードタイプ電子商品券の破損・汚れ等の理由でQRコードが読み取りにくい場合。

→カードタイプ電子商品券の紛失・毀損について、システム上再発行ができません。取扱にはご注意頂くようお願いください。

- お客様から利用期間を過ぎて、電子商品券を使えないかと言われた。

→システム上、利用期間が過ぎると決済できなくなります。利用期日1~2か月前から使い残しがないよう、お店側からも情報発信をお願いします。

問合わせ先について

逗子応援プレミアム付き電子商品券専用お問合わせ窓口

050-6880-4421

平日10:00～17:00

※利用期間中、土日祝(年末年始含む)は留守電対応いたします。

逗子市商工会

046-873-2774

平日9:00～17:00

逗子市経済観光課

046-873-1111

平日8:30～17:00